

所定疾患施設療養費算定状況一覧

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適用対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【算定条件】

1. 所定疾患療養費Ⅰは、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められない。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりである。
 - イ) 肺炎
 - ロ) 尿路感染症
 - ハ) 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る)
- 二) 蜂窩織炎
4. 肺炎及び尿路感染症については検査を実施した場合のみ算定できるものである。
5. 算定する場合にあたっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておく。近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておく。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表する。公表にあたっては介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告する。

【2025年度 所定疾患施設療養費Ⅰ 算定人数及び日数】

診断名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数													
	日数													
尿路感染症	人数	2	4	3	1	4	1	5	5	4	3	2	2	36
	日数	10	26	12	7	14	7	33	27	28	18	9	14	205
带状疱疹	人数													
	日数													
蜂窩織炎	人数		1							1			1	3
	日数		7							7			2	16
月合計	人数	2	5	3	1	4	1	5	5	5	3	2	3	39
	日数	10	33	12	7	14	7	33	27	35	18	9	16	221

医療法人社団 藤友五幸会
 介護老人保健施設 五洋の里
 施設長 鈴木 修